

昭和の森活性化施設整備・運営事業の優先交渉権者を決定しました ～自然環境を活かした、新たなアウトドアアクティビティの場を創出します～

千葉市では、昭和の森のさらなる魅力向上を図るため、令和8年度で老朽化に伴う宿泊施設の利用が終了する、フォレストビレッジを含めた区域において、令和9年度以降の運営事業者の公募を行いました。

このたび、本事業の優先交渉権者を決定しましたので、お知らせします。

1 優先交渉権者

名称 株式会社 R. project

所在地 千葉県安房郡鋸南町大六1032

代表者 代表取締役 丹埜 倫

2 提案概要

(1) コンセプト

「CAMPus (キャンパス) 千葉 昭和の森

～都市と自然が織りなす昭和の森で『生きる力』を育む場所～

※CAMPus (キャンパス) とは、自然の中で経験を共有する「CAMP (活動)」の場で、年齢や立場を超えて誰もが当事者になれる「us (私たち)」の居場所を構築したいという思いが込められた言葉です。

(2) 事業概要

「サッカーや野球等のスポーツ合宿および企業や学校団体等の研修事業」と「テント泊に加え新たな滞在ニーズにも対応したキャンプ事業」を軸に、にぎわいのある林間レクリエーションの場を創出します。新たなことに「チャレンジ」する機会を提供し、利用者の主体的な体験を通じて、「生きる力」を育む拠点を構築します。

なお、施設の営業期間は20年間を予定しています。

(3) 主な整備内容

ア 合宿・研修事業

- ・フルピッチのサッカーコート
- ・宿泊・共用棟

イ キャンプ事業

- ・オートキャンプ場
- ・トレーラーハウス型宿泊施設

※優先交渉権者の提案内容であり、詳細は今後の協議により決定します。



全景(イメージパース)



宿泊・共用棟、トレーラーハウス型宿泊施設
(イメージパース)

3 これまでの経緯および今後のスケジュール（予定）

令和7年12月24日	募集要項の公表
令和8年3月13日	提案書の締切（1者から提案）
4月16日	千葉県公園等活用事業者選定委員会（有識者）の評価
5月26日	千葉県公園等活用事業者選定会議による優先交渉権者の決定
6月頃	基本協定の締結
令和9年度	千葉市による既存施設の解体撤去工事実施
令和10年4月頃	活性化施設整備工事着手
令和11年夏頃	供用開始

<参考>昭和の森の概要

- (1) 設置年 昭和50年
- (2) 所在地 千葉市緑区土気町22
- (3) 公園面積 105.8ha（うち今回の提案面積は約3.7ha）
- (4) 主な公園施設
太陽の広場、多目的広場、展望台、サイクリングコース、湿生植物園、スポーツ施設（庭球場、球技場）、フォレストビレッジ（旧キャンプ場区域）
- (5) 現在の管理について
 - <昭和の森全域（スポーツ施設、フォレストビレッジを除く）>
指定管理者制度により公園全域を管理しています。
 - ・指定管理者 株式会社日比谷アメニス東関東支店
 - ・指定管理期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
 - <昭和の森スポーツ施設>
指定管理者制度によりスポーツ施設（野球場1面、庭球場8面）を管理しています。
 - ・指定管理者 スポーツクラブNAS株式会社
 - ・指定管理期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
 - <昭和の森フォレストビレッジ>
管理許可制度により、宿泊施設およびキャンプ場を管理しています。
 - ・管理者 株式会社R.project
 - ・管理許可 平成26年4月1日から令和9年3月31日まで



フォレストビレッジ
(旧キャンプ場区域)

昭和の森案内図